



特定侵害訴訟代理業務のための 能力担保研修及び効果確認試験について

研修所所長 村木 清司



平成 16 年 1 月 28 日に東京国際フォーラムにおいて、研修所開設 25 周年記念事業と記念式典が開かれ、併せて、特定侵害訴訟代理業務を付記された弁理士の誕生を祝う祝賀会が行われました。その前日に開かれた日本弁理士会の正副会長会において正式に付記の承認を受け付記登録を済ませた侵害訴訟代理人第 1 期生が誕生しました。

昨年（平成 15 年）10 月 26 日（日）に特定侵害訴訟代理業務のための効果確認試験が東京及び大阪会場で行われました。804 名の志願者が受験をし、その結果が 12 月 25 日に発表されました。特許庁の発表では、804 名の志願者のうち 553 名が合格し、その合格率は 68.8%であったとのことでした。

特定侵害訴訟代理業務のための能力担保研修及びその効果確認試験は、知的財産権に関する紛争の増加に伴い、内閣府の司法制度改革審議会や経済産業省・特許庁の審議会やワーキンググループなどの審議に基づき、カリキュラムの策定、教材の作成、講師の手配、教室の準備などを経て、弁護士や裁判官の方々の協力を得て 850 人の研修生が受講しました。

初年度の能力担保研修は講師及び研修生の両方にとって初めての経験であり、共に手探りで講義をし、受講し、試験に備えることとなりました。効果確認試験も、試験問題も採点も初めての経験であり、試験を実施した特許庁もまた初めての経験であり、そのご苦労は大変なものでありました。この制度の策定・実現に関わって頂いた方々、特に特許庁の関係者の方々、講師及び試験委員の方々の一方ならぬご苦労に対して心からの感謝を申し上げます。

合格者の発表があり、運良く合格した方も、運悪く不合格となった方に対しても、研修所としてはそれなりの責任を感じています。合格した方に対しては、これからの業務に対する研修機会の提供を、運悪く不合格となった方々には、次回必ず効果確認試験に合格するための研修を通して協力させていただきたいと考えています。

次年度も、これから研修計画に基づいて能力担保研修を予定通り行う方針ですが、初回の能力担保研修及び効果確認試験の経験は、次に受験する方々に大きな参考になると思います。そこで、能力担保研修と効果確認試験はどのように行われたかを、研修所としてわかる範囲で、質問及び回答と言う形にまとめましたので、本年度運悪く不合格となった方々にも、また次年度試験を受けられる方々にも参考になると考え公表する次第です。この質問及び回答の作成に関してご協力を頂きました関係者の方々にこの場を借りてお礼を申し上げます。